

別表 3

建築物エネルギー消費性能適合性判定 判定料金

(1) 非住宅建築物

(税込: 単位円)

用途区分	1棟あたり対象床面積	標準入力法(主要室入力法を含む)	モデル建物法
工場・倉庫等以外の用途	100㎡未満	112,200	56,100
	100㎡～300㎡未満	130,900	66,000
	300㎡～500㎡未満	187,000	93,500
	500㎡～1,000㎡未満	243,100	122,100
	1,000㎡～2,000㎡未満	299,200	149,600
	2,000㎡～5,000㎡未満	374,000	187,000
	5,000㎡～10,000㎡未満	440,000	220,000
	10,000㎡～20,000㎡未満	506,000	253,000
	20,000㎡～50,000㎡未満	616,000	308,000
	50,000㎡以上	825,000	440,000
工場・倉庫等	上記対象面積の料金に対して1/2の料金とする。		

建築基準法第6条の2第1項の確認申請と併せて行う場合

(税込: 単位円)

用途区分	1棟あたり対象床面積	標準入力法(主要室入力法を含む)	モデル建物法
工場・倉庫等以外の用途	100㎡未満	104,500	51,700
	100㎡～300㎡未満	122,100	60,500
	300㎡～500㎡未満	173,800	86,900
	500㎡～1,000㎡未満	225,500	113,300
	1,000㎡～2,000㎡未満	278,300	138,600
	2,000㎡～5,000㎡未満	347,600	173,800
	5,000㎡～10,000㎡未満	409,200	204,600
	10,000㎡～20,000㎡未満	469,700	235,400
	20,000㎡～50,000㎡未満	572,000	286,000
	50,000㎡以上	770,000	418,000
工場・倉庫等	上記対象面積の料金に対して1/2の料金とする。		

○非住宅建築物における注意事項

1. 非住宅建築物における対象面積とは、判定対象となる開放部分等を含む計算対象床面積とする。
2. 一つの棟で計算上用途分類が複数あり上段の用途区分それぞれで計算が行われる場合は、計算対象面積の全体で上段の用途区分(工場・倉庫棟以外の用途)の欄を適用する。ただし、その適用が著しく不合理であると当機関が認めた場合は別途判断する。
3. 建築物全てが省エネ計算対象外の室のみで構成されている場合、又は計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合等計算が省略される場合は、一律27,500円(税込)とする。

(2)住宅

・外皮基準を性能基準で行う場合

(税込:単位円)

区分	単独審査	確認併願 ^{※1}
一戸建ての住宅・併用住宅 ^{※2} の住宅部分	49,500	33,000
共同住宅等	基本料金62,700+1住戸当たり 4,400×住戸数	基本料金41,800+1住戸当たり 3,300×住戸数
	共用部分の審査を行う場合は、上記の金額に33,000を加算するものとする	

・外皮基準を仕様基準又は誘導仕様基準で行う場合

(税込:単位円)

区分	単独審査	確認併願 ^{※1}
一戸建ての住宅・併用住宅 ^{※2} の住宅部分	41,250	27,500
共同住宅等	基本料金54,450+1住戸当たり 4,400×住戸数	基本料金36,300+1住戸当たり 3,300×住戸数
	共用部分の審査を行う場合は、上記の金額に33,000を加算するものとする	

※1 確認併願 当機関に建築基準法第6条の2第1項の確認申請と併せて行う場合をいう。

※2 併用住宅 確認申請における棟別申請用途(確認申請書第四面)が、用途区分08060(住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの)に限る。

○住宅における注意事項

1.当機関で行った設計住宅性能評価における断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級の審査結果又は長期使用構造等確認申請における省エネルギー対策の審査結果を利用する場合は、上記表によらず下記のとおりとする。

①一戸建ての住宅・併用住宅の住宅部分 11,000円(税込)

②共同住宅等 11,000円(税込)に住戸数から1減じた数に1,100(税込)円を乗じた額を加算した額

2.共同住宅等の共用部のみの増築又は改築で当該部分の計算を省略する等、計算の対象とすべき部分がない場合には、上表によらず一律27,500円(税込)とする。

(3)複合建築物

・複合建築物に係る料金は、非住宅部分については(1)、住宅部分については(2)で各々算定される料金の合計額とする。但し、併用住宅^{※2}で非住宅部分が50㎡以下の場合は、非住宅部分については(1)の表によらず一律36,300円(税込)とする。

(4) 計画変更・軽微変更該当証明書

①非住宅にかかる計画変更申請の場合についての料金は当初適用料金に対して1/2の料金とする。ただし、建築基準法の用途、省エネ計算の評価方法、規模等の変更、新たに計算対象部分が生じる等の内容であって、料金区分が変わるなど計画の根本的な変更は、(1)の新規判定料金とする。

②住宅における計画変更申請の場合についての料金は当初適用料金に対して1/2の料金とする。ただし、省エネ計算の評価方法で仕様基準から性能基準への変更においては、(2)の新規判定料金とする。

③軽微変更該当証明の申請料金については、当初の申請適用料金に対して1/2の料金とする。(非住宅、住宅共)

④複合建築物で、計画変更申請又は軽微該当証明申請において非住宅部分と住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあっては、変更があった部分に係る変更の料金を適用する。

⑤上記2及び3における料金について、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は新規に提出があったものとして取り扱う。

(5) 第19条及び第20条における減額率・増額率について

A 欄	第19条(1)	別表3 (1)、(2)に表記
B 欄	第19条(2)	減額率上限30%
	第19条(3)	減額率上限10%
	第19条(4)	減額率上限10%
	第19条(5)	別表3注意事項欄に明記
	第20条	複合建築物については(3)に表記 その他の場合の増額率上限20%

※1 A欄、B欄について、それぞれ併用できるものとする。